

開発行為等により公共施設 『道路』『公園等』を設置する方へ

文京区

公共施設管理者との協議(都市計画法(以下「法」という。)第 32 条)により、区が管理者となる『道路』『公園等』を設置する場合、その管理権及び土地は、法第 39 条、法第 40 条により、工事完了公告(法第 36 条第 3 項)の翌日に区へ帰属することとなります。

開発者は、その土地の①分筆②所有権取得③所有権以外の権利抹消後、帰属申請を行ってください。

帰属に合わせて供用の開始をするため、手続の期間は、申請から 1 箇月半程度必要となります。なお、工事完了届出書(法第 36 条第 1 項)は、公共施設管理者の検査に合格した後、提出してください。

公共施設管理者の検査不合格及び帰属手続が未完了の場合は、開発行為の検査済証の交付(法第 36 条第 2 項)、及び完了公告(法第 36 条第 3 項)を行うことができませんので、ご注意ください。

裏面を参照してください。

手続フロー図

手続フロー図

